

発議案第1号

平成28年 3月 4日

木古内町議会
議長 又 地 信 也 様

提出者 木古内町議会議員 新井田 昭 男
賛成者 木古内町議会議員 竹 田 努
賛成者 木古内町議会議員 相 澤 巧

木古内町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

上記の議案を地方自治法第112条の規定により、別紙のとおり提出する。

木古内町議会会議規則の一部を改正する規則

木古内町議会会議規則（昭和62年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 議員が出産のため出席できないときは、産前6週産後8週を基準とし、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。